

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

平成30年度前期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

平成30年9月6日(木)に引き落とされますので、前日までに指定口座に 授業料 267,900 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります) 以上の残高があることを確認してください。

※平成30年9月卒業又は修了予定者 は、平成30年8月23日(木)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に 月額 44,650 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります) 以上の残高があることを確認してください。

平成30年5月23日(水) ←【在校生】2ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

平成30年6月25日(月) ←【新入生】3ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

平成30年7月23日(月)

平成30年8月23日(木)

平成30年9月 6日(木)

※平成30年9月卒業又は修了予定者 は、平成30年8月23日(木)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

平成30年 4月23日

学生支援課経済支援係